



RIETI Policy Discussion Paper Series 15-P-018

グローバル経済における企業と貿易政策

若杉 隆平
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

グローバル経済における企業と貿易政策

若杉隆平（新潟県立大学、京都大学、経済産業研究所）

要旨

世界経済が発展する中で日本企業は製造業だけでなく非製造業に至るまで多様に国際化している。企業がどのように国際化し、それが雇用やイノベーションにどんな影響を与えただろうか。貿易政策や知的財産権制度は企業の輸出・投資やイノベーション、消費者利益に複雑な影響を与える。各国の貿易政策や制度の変化は相互に企業や消費者にどんな影響を与えるだろうか。WTOの貿易自由化交渉が停滞する一方、数多くの地域経済協定が締結された。協定の参加国が増え、対象範囲が拡大すると、貿易、投資、賃金、雇用、所得水準にどんな影響を与えるだろうか。貿易自由化が望ましいと思われている反面、現実の自由化には困難を伴うのはなぜだろうか、そうした困難を克服するには何が必要だろうか。研究期間直前に起きた東日本大震災は日本社会に甚大な被害をもたらしたが、企業は着実に復興への道を歩んだ。その過程で、何が震災復旧の妨げとなり、また、助けとなっただろうか。企業の繋がりや復興の助けとなっただろうか。企業のネットワークの発展は貿易投資にどんな影響をもたらすだろうか。国際貿易・投資が拡大する中国には特に注目すべきである。中国企業はどのように国際化し、市場改革、国有企業改革、政府の産業政策は、企業の生産性や貿易投資にどんな影響を与えただろうか。さらに、国境を越える貿易・投資の取引にとって、貿易投資に関する法制度は重要である。WTOの下で投資保護や文化財保護に関する法的枠組、独占禁止法などを国際間で矛盾なく運用するには何が必要だろうか。本稿では、こうした課題に理論・実証面から取り組み、エビデンスと政策処方箋を提供する。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

1 はじめに

貿易投資プログラムの研究が行われた期間（2011年度～2015年度において、貿易・投資は大きく変化した。日本企業はそれまで以上に活発に国際化（輸出や海外生産）しており、その範囲は製造業だけでなく卸売業・サービス業、大都市に立地する企業だけでなく地方に立地する企業、大企業だけでなく中小企業にまで及んでいる。日本企業の国際化はどのように変化しつつあるだろうか。拡大する企業の国際化が、賃金や雇用構造、特に正規と非正規の雇用構造、研究開発のグローバル化にどのような影響を与えているだろうか。また、グローバルな市場での国ごとの政策や制度の違いは貿易、企業の直接投資やイノベーション、消費者利益に複雑な影響を与える。知的財産権の保護が国ごとに異なることはその例であろう。貿易・産業政策を実施する際には、政策や制度の変化が企業や市場に与える複雑な効果をあらかじめ予測しておくことが必要である。

第三期中期計画期間において、WTOにおける貿易自由化交渉が停滞したことを背景に、数多くの自由貿易協定・地域経済連携協定が締結された。日本はその交渉に積極的に参加した。自由貿易協定への参加国が拡大し、自由化の対象範囲が拡大することは、貿易だけでなく、直接投資、賃金、労働条件、所得水準にどのような利益・不利益をもたらすだろうか、また、一般に貿易自由化が望ましいことに多くの人々が賛同するにもかかわらず、実際の自由化の決定をするとなると、合意形成に大きな困難を伴うのはどうしてだろうか。そうした困難を乗り越えるには何が求められるだろうか。こうしたことを明らかにしておくことは貿易政策を形成する上で不可欠である。

2011年3月の東日本大震災が日本の社会や経済に与えたダメージは大きかった。そうした中であって、日本企業は果敢に復興への道を歩んでいる。電力供給、サプライ・チェーンの寸断など震災復旧の妨げとなった要因、また、その後の復興に助けとなった要因は何だったろうか。人と人との繋がりが重要であったのと同じように、企業間のつながり（ネットワーク）が復興にどのように助けとなっただろうか。震災復興の過程で注目された企業ネットワークの存在に研究の関心が集まっている。ネットワークの存在は企業の貿易投資の発展にどのような影響をもたらしているだろうか。

リーマンショックから立ち直り、世界の貿易・投資は拡大してきたが、中国の貿易・投資の拡大はとりわけ注目すべきである。貿易額で世界第1位、米国に次ぐ経済規模となった中国経済の変化は日本の貿易投資に直接的に関係する。中国企業はどのように国際化しつつあるだろうか、WTO加盟後の中国の市場改革、国有企業改革、イノベーションを促そうとする中央・地方政府の産業政策は、中国企業の生産性や貿易投資にどのような影響を与えているだろうか。

いかなる経済取引にもルールが必要であるが、貿易・投資は異なる国と国との間での取引であるため、共通のルールは特に重要である。さらに国際取引で紛争が生じた場合の解決は、一国内よりも遙かに解決しにくく、決着は国際法にゆだられる。このため、貿易投資に関する国際法は特に重要である。WTOはその中で基盤をなすものであるが、その他にも投資保護や文化財保護に関する法的枠組、さらには独占禁止法の競争ルールがある。それぞれの分野の法的枠組と運用が、WTOの規定と矛盾なく、国際的に調和あるものとするにはどのようなことが求められるだろうか。

貿易・投資プログラムは、以上のような極めて幅広い課題を対象として、理論・実証・政策分析の側面から取り組み、分析によって明らかになった内容を提示するとともに、政策への処方箋とそのためエビデンスを提供することを目的として行われた。得られた研究成果のすべてを紹介することは紙幅の制約から不可能であるが、以下では2015年夏までの間にまとめられた研究成果のうちで注目すべきものをできる限り数多く紹介したい。

2 企業の国際化と成長

2.1 企業の国際化と多様性

日本企業の国際化（輸出・海外直接投資）は、RIETI第二期中期計画（2006～2010年度）における貿易・直接投資プロジェクトの主要研究テーマの一つであり、理論分析と企業レベルデータを用いた実証分析を通じて多くの知見が蓄積されてきた¹。ただし、これまでの研究においては、一定規模以上の製造業企業を対象に分析が行われてきたが非製造業や中小企業に関する分析は十分ではなく、広範な産業・企業の国際化に関する研究が求められてきた。

企業の国際化は他の条件が等しければ生産性の差異によって説明されることがよく知られているが、産業間の異質性も無視することはできない。たとえば、宣伝広告費売上高比率や販促費、マーケティングコストが産業間で異なれば、輸出に伴う費用は産業により大きく異なるからである。Akerman et al.(2013)は、日本に輸出するスウェーデン企業の生産性の分布を、広告宣伝集約度や販売促進費集約度の高いセクターと低いセクターとで区分し、これらの集約度の高い産業の生産性分布が低い産業の生産性分布を有意に上回っていることを示した。このことは、企業の輸出には関税などの貿易障壁だけでなく広告宣伝や販売促進費用が重要であることを明らかにしている。海外市場に浸透しにくい産業には多くの宣伝広告や販売促進費を要するため、そのような産業に支援策を講じても企業の輸出には結びつきにくいことを示唆している。

¹ 概略は、藤田・若杉（2011）を参照。

総合商社をはじめとする卸売企業が貿易の拡大に大きな役割を果たすことが広く認識されているにもかかわらず、これまで卸売企業の輸出行動の分析は十分に行われてこなかった。Tanaka(2013a)は、『企業活動基本調査』の企業レベルデータを用いた分析から、卸売企業は輸出総額の2割以上を占めること、卸売業では、上位1%の輸出企業が輸出の3分の2を占め、輸出企業が非輸出企業よりも生産性が高いこと、海外子会社を持つ輸出企業の方が、1社当たりの輸出額、輸出比率ともに大きいだけでなく、輸出の外延（輸出先数・輸出品目数）が大きく、生産性が高い傾向にあることを明らかにした。海外子会社のネットワークを有し、輸出活動を展開する卸売企業が日本の貿易拡大にとって依然として重要である。

輸出企業と非輸出企業とは生産性の差異によって区分されることが知られているが、企業が立地する地域によって輸出企業の実効生産性プレミアムが異なることはないだろうか。Okubo・Tomiuira (2013)は、日本企業のミクロデータから地域間格差に関する分析をし、東京や大阪といった大都市圏から離れば離れるほど輸出企業と非輸出企業との生産性分布に顕著な開きが見られること、東京都や大阪府では輸出企業と非輸出企業の間で生産性分布が非常に似通っており、さらには東京23区内や大阪市内では輸出企業と非輸出企業との間で生産性分布にほとんど差がなくなることを発見した。このことは、物流が整備され情報の多い都市部では生産性の低い企業でも容易に輸出できるが、そうでない地方では生産性が十分に高い企業でしか輸出できないことを物語っている。このことは、都心部におけるインフラ改良や整備や物流網の整備、情報サービスの充実がそこに立地する中小企業やポテンシャルのある臥龍企業の輸出を後押しし、新規参入を促進し、経済を活性化することを意味する。地元市場が小さく、少子化や過疎化が進んでいる地域に立地する企業にとっては海外市場への展開はなおさら重要である。この地域での企業の国際化を支援するために、都市部に劣らぬインフラや物流システムの構築、情報へのアクセスの整備が政策課題となる。

近年、企業の海外直接投資は輸出プラットフォーム、垂直的分業、フラグメンテーション、アウトソーシング、タスクトレードなどの様々な形態に変容している。以前は、直接投資を水平的と垂直的に区分して捉えた研究がなされていたが、近年の多様な直接投資を捉えるには十分ではない。Baldwin・Okubo (2012)は、直接投資を調達軸（海外子会社が現地調達するか他の国から輸入するか）と販売軸（生産された製品を輸出するか現地販売するか）の2軸によって統合的に理解しようとした。これにより、日本の直接投資は2000年代半ばにはネットワークFDI（本国と直接投資先のホスト国間での事業活動ではなく、第三国(近隣諸国)をも含めた直接投資による事業活動）、特に、機械産業におけるアジアや欧州

でのネットワークFDIが増えていることが明らかになった。こうしたファイナンスは、日本企業の直接投資を2国間の視点でなくアジア地域における生産ネットワークのハブとなることを想定して、それに対応する政策課題を考えることが必要であることを示唆する。

企業が国際化するにつれて海外での事業収益に対する課税がいかにあるべきかが重要な課題となる。日本の法人所得に関する国際課税制度は、2008年度までは全世界所得課税方式を採用していたが、この方式では、日本の多国籍企業が海外で得た利益を国内に還流せず、国外に蓄積する傾向となることが指摘されてきた。実際、海外現地法人の内部留保の総額は増加の一途をたどっており、2006年時点で約17兆円に達すると推計された。税制により生ずる収益の海外滞留のバイアスを取り除くため、2009年度税制改正において内国法人が海外子会社から受け取る配当金を一定の条件のもとで非課税（益金不算入）とする国外所得免除方式を導入した。長谷川・清田（2015）は、こうした税制の変更が海外子会社の配当送金に与えた影響を分析し、内部留保残高が十分に大きい子会社は、他の子会社よりも税制改正に強く反応し、配当送金（売上高比）を増加させたこと、また、税制改正後の配当送金が投資先国の配当源泉税率に対して感応的になったことを示した。国外所得免除方式の導入に際して移転価格を利用した租税回避行動が増加することが懸念されたが、低税率国への所得移転が拡大し、低税率国の子会社がその他の子会社よりも配当送金を増加させるという傾向は見られなかった。こうしたことから、税制改正には海外に蓄積された多国籍企業の利益還流を促進するという政策目的を達成する効果があったと判断される。

2.2 企業の国際化と雇用

企業の国際化が近年の雇用構造の変化、とりわけ正規雇用者に対する非正規雇用者の増加にどのような影響を与えるかは、注目すべき研究課題である。2000年から2007年にかけての非正規従業者は年平均3%程度で増加した。しかし、リーマンショック後、輸出の急激な減少とともに、非正規労働者の解雇が相次ぎ、工業統計（経済産業省）の従業員4人以上の事業所の従業者を基にすると10万人近い非正規従業者が離職している。こうした製造業の非正規雇用者の増減パターンは、輸出の変動パターンと連動していたため、製造業の外需依存の高まりが非正規雇用の拡大を通じて、雇用構造に変化をもたらしたとの意見が述べられてきた。しかし、この点に関しては十分なエビデンスが必要であろう。

Tanaka(2012a) は、企業レベルマイクロデータを用いて日本企業の輸出が効用構造に与えた効果を分析した。分析の結果は、輸出が雇用を増加する効果は製造業において確認されるが、卸売業においては確認されないこと、特に、製造業の輸出開始後3年間は雇用成長率を4~6%程度押し上げること、一部の製造業企業に限っては輸出が派遣労働者の比率を高め

る効果が見られるが、それ以外の製造業・卸売業では輸出が非正規雇用比率を高める効果はほとんどないことを示している。この分析結果からは、輸出が非正規労働者の拡大の主たる要因とは言い切れない。

輸出が非正規雇用拡大の原因でないとすれば、どのような需要変化が非正規雇用を拡大したのだろうか。この検証には、輸出の拡大が需要の不確実性(売上成長率の変動)を拡大することを通じて非正規雇用を拡大するの可否かを明らかにする必要がある。Matsuura (2013) は、日本企業データを用いた実証分析から、輸出シェアの変化と売上総額の変動は非線形の関係を有し、輸出シェアの大きな企業でのみ売上総額の変動(需要の不確実性)の拡大がみられることを明らかにした。また、輸出シェアの拡大が売上総額の変動を拡大させ、それが派遣従業者比率を拡大させるインパクトがどの程度であったかを計測した結果、輸出シェアの拡大で説明される売上変動の変化は実際の変化幅の12%、売上変動の変化で説明される派遣従業者比率の変化は実際の変化幅の0.4%と極めて小さいことが明らかとなった。ここからは、輸出シェアの拡大は、売上総額の変動の拡大を通じて、派遣従業者比率を拡大させるというメカニズムは存在するものの、そのインパクトは小さいことが読み取れる。非正規雇用比率の増加が企業の国際化によるとするエビデンスは乏しいと言わねばならない。

企業の海外進出は企業内の国際分業を促し、生産性を改善し、成長を促すことから、海外に進出していない企業と比べて海外進出企業が雇用を大きく削減しているとはいえないことが近年の研究で明らかになっている。ただし、海外直接投資により生産性改善効果が見込め、「空洞化の懸念」が当てはまらないとするならば、どのような海外直接投資に生産性改善効果がみられるのだろうか。こうした海外直接投資と企業パフォーマンスの関係を正確に分析するには、海外直接投資を行う企業の多くが元々成長余力のある企業である可能性があるという同時性バイアスの存在を考慮した上で分析を行わねばならない。Matsuura (2015) は、自動車部品製造業企業の海外直接投資が企業パフォーマンスに及ぼす影響を、直接投資の外延(企業の海外拠点の開設、あるいは新規の投資国への進出の影響)と、内延(海外拠点における生産規模拡大の影響)に分けて分析し、新規の海外投資や新しい投資国における生産拠点の開設は、国内における売上成長率や雇用成長率、全要素生産性(TFP)変化率を下支えし、改善させること、特に、企業の最初の海外進出時点においてパフォーマンスの改善効果が大きいこと、既存の海外生産拠点の規模の拡大による雇用や生産性への改善効果は明瞭ではないことを明らかにしている。こうした結果は、企業の海外進出を促進する政策により国内の生産活動が縮小することに必ずしもつながら

ず、むしろ、新規の海外拠点開設に伴って、企業は国内の事業を見直し、その結果として企業パフォーマンスが改善することを示唆する。

製造業企業の海外生産が国内雇用を減らすことを示すエビデンスは示されなかったが、卸売業・サービス業の海外事業展開は雇用にどのような影響をもたらすだろうか。この点についてTanaka (2012b) は、製造業のみならず卸売業・サービス業においても海外展開は、売上高を増加し、国内の雇用成長率を高めていることを確認している。

中小企業の国際化が国内雇用の減少や経済の空洞化に結びついていると懸念が示されていることから、中小企業国際化の影響については特に注目を要する。戸堂 (2012) は、中小企業庁のデータをもとに分析し、海外直接投資・海外業務委託を行っている中小零細企業の方が、国内にとどまっている企業よりも平均的には雇用を伸ばしており、海外進出による空洞化は生じていないことを指摘する。海外進出することによって、国内工場が閉鎖されるなどして国内雇用が減る可能性はあるものの、他方では、技能集約的な業務、たとえば高付加価値製品の生産、経営管理、製品開発、デザイン、マーケティングに特化し、競争力を増し、そのような業務に対する雇用も増えることで、空洞化が起こっていないと考えられるからである。実際に、雇用量全体は海外進出によっては変化しないが、海外進出することで従業員の大卒比率は格段に増えている。中小企業が国際化することによって高度人材に対する需要も増加するので、企業の国際化は人材の高度化とセットで進める必要があることを示唆している。

2.3 企業の国際化と研究開発

国際化企業と非国際化企業での生産性の違いは、企業のR&D戦略の違いに起因することはないであろうか。これまで生産性の向上と輸出の関係をR&D投資と関連づける研究はなされているが、企業の研究開発戦略にまで立ち入った研究はまだ見られない。Ito・Tanaka (2012) は企業のR&D戦略を(1)内部R&D、(2)外部R&D、(3)内部R&Dと外部R&Dの3つに区分して、R&D戦略の違いが輸出の可能性に与える効果を分析した。分析の結果は、非輸出企業と輸出企業ともにR&D活動に従事している企業ほど生産性が高いことに加え、内部R&Dと外部R&D戦略を同時に採用している企業の生産性が最も高いことを明らかにしている。また、外部のR&Dリソースを活用したオープン・イノベーション戦略は自社内R&D活動と代替的でなく、補完的な関係にあり、両者の組み合わせが企業の国際化を促す上で重要な役割を果たすことを示している。

海外直接投資先国における現地企業のイノベーションが海外投資子会社のホスト国内での取引・本国との取引・第三国との取引にどのような影響を与えるであろうか。Jinji・Zhang

(2013) は、日系海外現地法人のホスト国でのイノベーションが海外現地法人による取引（仕入れ・売り上げ）に与える影響を分析し、現地企業のイノベーションの活発化は、ホスト国がアジアの場合にはホスト国内の取引を拡大するのに対して、ホスト国が米国や欧州の場合にはホスト国と日本との取引関係を拡大する傾向にあることを明らかにした。

3 グローバル企業のイノベーションと貿易・産業政策

3.1 イノベーションと知的財産権の保護

特許制度をはじめとする知的財産権制度は、発明や新技術の開発に基づく製品の製造・販売に独占権を与えることによって金銭的インセンティブを与え、発明や技術開発を促す効果と特許に登録された技術を広く公開することによって、さらなる発明や技術開発を促進する効果がある。特許制度をはじめとする知的財産権の保護が企業の国際化に与える影響は様々な面から検証する必要がある。高い技術を持つ企業が低い技術水準の国に直接投資を行うべきかどうかは、直接投資の結果、投資国企業の間接財価格が低下する利益と現地企業に優れた生産技術がスピルオーバーすることによって生ずる不利益とによって影響される。このようなことを想定して、Ishikawa・Horiuchi (2012) は、生産技術のスピルオーバーや知的財産権の保護が直接投資の誘因にどのように影響するかを理論的に分析した。分析の結果、現地企業の技術吸収能力があまり高くなければ、投資国企業は直接投資によって利益を得ることがあり、吸収能力如何によっては、直接投資がすべての企業と消費者に便益をもたらすこともあり得ることを示した。通常、直接投資は生産技術のスピルオーバーを伴うので、知的財産保護水準が高い方が直接投資の誘因を高めると考えられるが、投資先国での知的財産保護水準が高いと投資先での企業の参入が妨げられるので、投資元企業は直接投資による便益を受けない。また、知的財産保護水準が低いと生産技術の大幅なスピルオーバーを伴うので、投資元企業に不利益をもたらす。こうしたことから、現地の知的財産保護水準が低過ぎても高過ぎても企業は直接投資に誘因を持たない。また、現地の知的財産保護水準があまりにも高すぎると、中間財企業の価格付けによっては現地企業が市場からの退出を余儀なくされるので、直接投資によって投資受入国は不利益を被る。このことは、知的財産保護水準が高ければ高いほど投資受入国に直接投資を呼び込み経済厚生を高め、投資国企業の利益になるというわけではないことを示している。

企業は、新技術を取り入れるコストを小さくする上では新技術の採用をなるべく遅くしたい一方、新技術による財の販売から得られる利益を大きくする上ではなるべく早く技術を採用したいと考える。企業が新技術を取り入れる最適なタイミングは、グローバルな市場において競争相手企業とどのような条件で競争するかによって影響を受けるであろう。

Mukunoki (2013a) は、直接投資の自由化が現地生産する企業の新技術を取り入れるタイミングにどのような影響を与えるかを理論的に分析した。分析の結果から、直接投資の自由化は、自社だけでなく競争相手の直接投資も促すため、自社が新技術を取り入れることによる利益を低下させ、自社の新技術の採用が遅れる可能性があること、ただし、直接投資の自由化が直接投資コストをどの程度低下させるかによって、新技術の採用のタイミングが異なることを示した。このことから、輸入関税引き下げや対内直接投資の自由化を通じた市場アクセスの改善は、自社と競争相手企業の間で技術ギャップがある時には先進企業の優位性を高め、後進企業の技術採用のインセンティブを低下させてしまうことが示される。後進企業が新技術を採用するインセンティブを高めるには、技術採用後に自由化を行うという段階的アプローチや 2 国間投資協定、途上国に対する一般特惠関税の適用や自由貿易協定や関税同盟などの特惠的な貿易自由化が効果的であることを示唆している。

特許などの知的財産権 (IPRs) の法的保護は、国によって大きく異なる。技術革新と新商品創出が活発で、所得が高い国は、日用品・雑貨などの消費財を生産する低所得国と比較して、手厚い知的財産権の保護を選好する。しかし、WTO の TRIPS 協定が成立した 1995 年以降は、発展途上国においても特許保護の強化が求められている。この結果、低所得国と中所得国のグループでも特許保護が進んできた。Maskus・Yang (2013) は、こうした特許制度改革が対米国への工業品の輸出に有効であるか否かを検証し、特許権の強化が特許集約的な製品の輸出の増加に対して有意に正の影響を与え、TRIPS 前と TRIPS 後にサンプルの期間を分けると、特許権と輸出との関係は TRIPS 後に急激に高まっていること、発展途上国に関しては特許権の強化が輸出スタンスに与える影響は特許制度改革の導入後に見られることを示した。特許保護の拡充は新技術の採用・開発への投資を促進させ、途上国・先進国の双方の輸出の増加にプラスの影響を及ぼすことが明らかになりつつある。

医薬品の供給は知的財産権の保護と特に密接な関係にあるが、知的財産権の保護を強化することは医薬品の供給に望ましい影響をもたらすであろうか。Takechi (2012) は、日本とアメリカの大規模医薬品企業の世界市場への供給データを用いて知的財産権の強化が医薬品の供給に与える影響を実証分析した。この結果、保護の強化がライセンサーの探索や交渉のコストを上昇させ、また、侵害リスクを高めることで、経済取引を阻害する可能性があるため、知的財産権の保護強化は経済活動にとって必ずしも望ましいとは限らないことを示した。知的財産権の保護を強化する際には、各国における各国間での特許侵害に関わる手続きのハーモナイゼーションを進め、侵害リスクと権利者保護のバランスを取った権利設定をすることが必要であることを示唆している。

企業は新たに発明し、開発した技術を秘密にしておくことが可能であるが、類似発明や技術開発の成果が特許出願され、先発明の利用の差し止めが要求されるとき、先発明であることを証明することが必要となる。このため、多くの企業は特許出願をすることによって将来の特許訴訟を回避しようとする。しかし、特許出願に伴う公開は技術の模倣を招くリスクがある。Ichida (2013) は、新技術を模倣する費用とイノベーションを生む費用に着目して、特許政策の変化が発明者のインセンティブや追随者の模倣に及ぼすのかを理論的に分析した。分析の結果、もし発明内容を非公開のまま特許庁に寄託することにより事後の特許権侵害訴訟から免れるが、非公開であるが故に特許権による市場独占は与えられないという制度が設定されるならば、企業は営業秘密を採用する傾向にあることが明らかになった。営業秘密となって生まれる新技術が経済厚生を高める反面、特許公開されないため、新技術を基礎に次の新しい発明を生みにくくなることに留意して、最適な知的財産権の保護制度を見いだすことが必要である。

特許制度は、発明者に対し一定期間、新技術の独占的使用を認めることにより、R&D 投資・リスクに見合う保障を確約し、またそれによって発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、産業の発展に寄与するとされることから、発明者に対して一定期間の独占権を与えることは「必要悪」として捉えられて来た面があるが、近年、特許法の害悪が注目を集めている。特に、不況等で資金繰りのつかなくなった企業や発明家から特許を買い集めるものの、当該技術を使う意図がなく、特許侵害訴訟を起こし賠償金を請求する、或は侵害訴訟の脅しを利用して高額なロイヤルティーを請求する新しいビジネス—ノンプラクティシング・エンティティ ("NPE")—が生まれ、その弊害が指摘されている。大野 (2013) は、企業が製品に組み込む新技術の範囲が特許侵害訴訟と NPE によってどのように影響されるかを理論面から分析した。分析の結果、特許侵害訴訟の裁判費用が低い場合はヒット商品に対して常に訴訟が起こること、裁判費用が高い場合には、特許侵害訴訟を避けるために企業は製品仕様を引き下げる可能性があり、その結果、消費者余剰が減る可能性があること、NPE が特許侵害訴訟を起こす時期は、製品の導入期でなく、プラクティシング・エンティティより遅い時期となる可能性があるため、NPE が特許を保有していることがかえって製品の技術仕様を高め、消費者余剰を大きくする可能性があることを示す。NPE が特許を保有することが一概には有害と言い切れない。

財市場で競争的な企業であっても、技術面では協調している場合がある。そのような企業間関係を考慮したとき望ましい貿易政策はどうあるべきだろうか。Ishikawa・Okubo (2013) は、内外の企業間で技術ライセンスを行う場合に関税が事業活動にもたらす影響を取り上げて分析した。その結果、関税引き下げによって外国企業の最終財生産が

減ってしまうと、外国企業が自国企業から購入する部品が減ったり、外国企業が自国企業に支払っているライセンス料が減少したりするので、自国企業の利潤が最終的に減少してしまう可能性のあることを示す。どのような関税が自国にとって望ましいかは、内外の企業がどのような相互依存関係があるかによって左右される。

3.2 グローバル企業と貿易・産業政策

自由貿易協定等の貿易政策が貿易される財の数あるいは割合（貿易財の外延）にどのような影響をもたらすだろうか。Naito（2012）は、貿易の自由化が時間を通じて輸出と経済成長を促す動的メカニズムを理論面から明らかにした。2国間で貿易費用が低下すると、第1国の最終財企業は第2国から安く中間財を輸入できるようになり、第1国の成長率が上がる。このことは第1国の資本を相対的に増加させ、第1国の資本財の価格を下げる。その結果、第1国以外の全ての国々は第1国の財を安く輸入できるので、それらの国々の成長率が高まり、貿易自由化が世界の経済成長を促すことになる。また、第1国が第2国から中間財を輸入する際の貿易費用が下がると、第1国は第2国からより多種類の財を輸入することになるが、それに加えて、第1国の成長率が上がり、資本の価格が下がり、第1国以外の全ての国々は第1国からより多種類の財を輸入することになる。こうした輸入の拡大は外延における輸出を拡大することになる。

発展途上国に対する貿易を拡大するための援助政策(Aid for Trade, AfT)が効果を発揮すれば、援助受入国は供給能力を拡大し、経済成長を実現することが期待されているが、AfTは援助受入国および供与国の成長率に果たしてどのような影響を与えるだろうか。Naito（2015）は、現実のAfTの多くは輸送インフラに支出されていることに注目し、援助によって貿易の輸送費が低下することが貿易当事国のグローバルな成長率に与える影響を理論的に分析した。分析から、援助額が少ない段階では輸送費を低める効果が輸送費を高める効果を上回り、グローバルな成長率は高まるが、援助を増やすにつれて次第に前者の力は弱まる一方後者の力が強まり、さらに援助を増加するとグローバルな成長率を低めてしまうことを示した。援助と成長の逆U字型仮説は実証研究で支持されているが、このことを理論的に導いたことに他ならない。ただし、被援助国への援助はまだ低いレベル（OECD諸国全体の援助GDP比率は0.3%程度）にとどまっている現実を見ると、援助がグローバルな成長率を高める余地はあると言えよう。

貿易コストの変化が国際貿易に与える影響を取り扱う分析の多くでは、貿易コストを財価格に連動した氷塊型（iceberg-type）貿易コストを想定している。しかし、財価格に依存しない重量型のコストが少なからず存在することも事実である。また、高品質財が遠くの

市場に供給される傾向にあることも先行研究において明らかにされている。こうしたことを踏まえ、Takechi (2015) は、重量型のコスト構造を想定し、貿易コストを低下させることが地域間取引を促進することを示した。分析では、従量型のコストが大きいことは輸送コストが製品の品質・価格に依存しない部分が大きいことであり、インフラ整備により輸送システムが効率的となり、重量型コストが低下すれば、高品質財の地域間取引が促され、地域間格差の是正や効率的な生産システムの構築につながることを示した。

実際に、貿易コスト（輸送コスト）が高いと財や生産要素の移動が妨げられ、地域間での経済活動が阻害され、地域間経済格差が解消されない。Kano et al. (2015) は、財の地域間価格差データに注目し、地域間価格差の要因には、市場におけるマークアップの違いを差し引いても、輸送コストの違いが大きく残ることを明らかにした。この分析は、マークアップの違いを生む非効率な市場を競争的なものにするに加え、インフラを整備し、輸送コストを低下させることが地域間格差を解消する上で重要であることを示唆する。

耐久財を消費する上では、修理、メンテナンスといったようなさまざまなサービスが必要となる。財を輸出する生産者が輸出先国においてそのようなサービスを提供するために、直接投資によりサービス提供拠点を構築する場合がある。そのような直接投資には、さまざまな費用がかかるが、外資規制や許認可制といった規制もその費用の一部である。Ishikawa et al. (2014) は、アフターサービスを供給する拠点を整備するための直接投資に関して規制を緩和することと財貿易の自由化とがどのような関連をもつのかを理論的に分析した。分析結果は、財貿易の自由化だけでなく、アフターサービス拠点への規制が同時に緩和されなければ、輸入国の消費者や輸出国の生産者が損失を被り、世界全体の経済厚生も下げてしまう可能性があることを明らかにした。GATS のもとでサービス貿易の自由化が進んでいるものの、財貿易の自由化に比べてスピードは遅い。この分析結果は財貿易の自由化を進めると同時にサービス貿易の自由化も積極的に進めていく必要があることを示唆している。

特定の国で安く販売されている商品を購入し、相対的に高い正規販売価格がついている国で再販売する並行輸入は、商品の製造者が各国市場で異なる価格を設定する「価格差別行動」を抑制し、製造者の利潤を下げる一方、価格の下落により輸入国の消費者に利益をもたらすと考えられている。ただし、修理や保守などのアフターサービスが重要な耐久消費財の場合、製造者は、並行輸入品の修理を拒否したり、保証を適用せずに高い修理代金を徴収したりすることで、輸入時点では正規品と並行輸入品の品質に差がなくても、修理差別を通じて事後的に品質に差をつけ、並行輸入による価格裁定圧力を弱めることが可能である。Ishikawa et al. (2015) は、こうした製造者の行動を分析し、並行輸入による輸

入国の消費者利益は修理差別がある場合には小さくなること、企業が費用をかけて財の耐久性を上昇させるイノベーション活動を行っている場合、並行輸入は企業のイノベーション活動を抑制し、財の耐久性の低下を招くため、輸入国の消費者が並行輸入により損失を被る可能性があること、貿易自由化が進んでいるほど、財の耐久性を低く抑えて価格裁定圧力を緩和させようとする誘因が企業に生じるため、並行輸入が輸入国の消費者に損失を与える可能性が増すことを明らかにした。こうした分析結果は、並行輸入と併せて修理サービスの差別を防ぐための政策が必要であることを示す。

貿易自由化は経済全体にとっては利益をもたらすが、所得分配に影響を与える（勝ち組と負け組を作り出す）ため、政府が自由化後の負け組を補償するような制度が作られることが必要である。そうした制度はうまく作れるのであろうか、あるいは、補償制度を作る際に政策的なトレードオフがないだろうか。Ichida（2015）は、貿易自由化によって負け組の失われた経済厚生を補償する制度がもつ政策上のトレードオフを理論的に分析し、補償制度が事前に想定されず、貿易自由化が導入された後に補償が行われるケースと、補償制度が事前に想定された上で貿易自由化が行われるケースとでは、個人の持つ能力が多次元・多様である場合には、補償政策が直面するトレードオフの種類が異なることを明らかにした。前者のケースでは、パレート改善を徹底しようとするとう過剰補償金額が増え、政府の補償制度予算が大幅に赤字になるため補償制度自体が導入されにくくなる。他方、後者のケースでは、過剰補償金額を少なくすることはできるが、十分なセクター間の資源配分が起こらず、生産効率は下がるというトレードオフが発生する。ただし、補償額をコントロールできれば、補償制度自体を導入し易くなる。こうした分析結果は、補償制度をアナウンスせずに貿易を自由化するよりは、事前に補償制度を導入することを国民に知らせた上で貿易の自由化を進めるほうが、政策の自由度をより高め、望ましい結果をもたらすことを示唆している。

4 貿易政策の形成と評価

4.1 自由貿易協定の経済効果

WTOにおける貿易自由化交渉が停滞するに伴い、特定国・地域において貿易自由化・経済連携を進めようとする動きが高まっている。こうした地域経済連携が経済全体に与えるマクロ的な経済効果を数量的に分析する上で、応用一般均衡（CGE）世界貿易モデルが用いられることがあるが、Kawasaki（2014）は、標準的な世界貿易分析プロジェクト（GTAP）のモデルを改良し、資本蓄積、生産性の向上といった動的な側面を折り込むことによって、TPP、RCEP、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の各経済連携における関税の撤廃

と非関税措置の削減による経済効果を比較分析した。分析の結果、APEC 経済全体にとって、FTAAP による所得の増加は GDP の 4.3%に相当し、TPP (1.2%) , RCEP (2.1%) の何れより大きくなること、最も大きな所得の増加をもたらすのは中国による関税撤廃、非関税措置削減であり、ロシア、米国がそれに続くこと、非関税措置の削減を加えると所得の増加がさらに大きくなること、日本にとっては非関税措置の削減による所得の増加が特に大きいことを示した。ただし、関税撤廃や非関税措置削減の合意水準によっては、TPP と RCEP の何れの経済効果が大きくなるかは予断を許さない。TPP と RCEP の双方を推進し、FTAAP を構築することがより大きな経済効果をもたらすことが示されている。

日本は 2000 年代に入り自由貿易協定 (FTA) を活発に締結しており、2015 年 3 月末時点で 14 の FTA を発効させている。東アジアなどの発展途上国においては直接投資に対する厳しい規制や不透明な投資政策など直接投資を阻害するような障害がまだ存在しているため、FTA に含まれる項目の中で、直接投資の自由化・円滑化が重要であるといわれている。また、以前は投資を保護する目的で二国間投資協定 (BIT) が締結されてきたが、近年では投資自由化を目的とした BIT が締結されるようになった。これに注目して、Urata (2015) は、FTA や BIT の締結・発効が日本企業による直接投資に与える影響を分析した。実証分析の結果、日本企業は直接投資先として FTA および BIT を締結した国々を選択する傾向が強いこと、BIT に関しては投資保護だけではなく投資自由化を含む BIT を締結した国々が選択される傾向が強いことが確認された。こうした傾向は、発展途上国への製造業企業による直接投資において特に顕著である。ただし、FTA に含まれる貿易自由化は投資を抑制する可能性が見られ、直接投資と日本の輸出は代替的であることに留意する必要がある。直接投資の拡大・活発化のためには、直接投資を抑制するような規制を削減・撤廃すると共に、透明性が高く安定的な投資市場の設立・維持が必要であり、WTO での投資協定に対する次善の政策として投資自由化を含む FTA や BIT の役割は大きい。

サービスの提供は経済のサービス化の拡大にともなって重要となっている。Ishido (2015) は、サービス部門ごとの貿易自由化度指数 (ホクマン指数) を用いて、サービス貿易の自由化とサービスを提供する商業拠点設立の投資件数との関係を分析した。この結果、日系企業によるサービス企業の新規事業所設立件数とサービスの自由化との間には正の相関があること、サービス企業の新規事業所設立には集積効果があることを確認した。FTA におけるサービス自由化がサービス企業の新規事業所の設立を促す上で、望ましい効果を有している。

4.2 通商協定の経済的評価

FTA では、域外国の生産者が域外国に対する関税率（＝域外関税率）の低い国を通じて域外関税率の高い国へ迂回輸出をするのを防ぐために、「優遇関税を適用されるのは域内が原産国であるもののみ」という条件をつけている。域内で貿易される製品が域内を原産地とするか否かを判定する基準が原産地規則であるが、この規則により、FTA の優遇税率を利用して域内で輸出するために、たとえ域外から調達するよりも価格が高かったり、質が劣っていたりしても、域内で生産された財を調達することが求められると、海外直接投資や海外アウトソーシングを通じて効率的な生産ネットワークを構築している企業により大きなダメージを与える可能性がある。Mukunoki (2013b) は、この問題を理論的に取り上げ、原産地規則の要求が厳しくなると、生産コストが比較的高い企業が域内に新規に工場を設立する一方、効率的な生産ネットワークを構築していた企業が競争激化によって現地工場を閉鎖してしまうという直接投資転換効果 (FDI Diversion Effect) が発生する可能性があることを明らかにした。これは FTA によって生ずる「貿易転換効果」と類似の効果が直接投資においても発生することを示したものである。この分析結果は、原産地規則を設定する際には、過度に厳しいものとせず、広域にわたって原産地と認定することにより、直接投資転換効果の誘発を回避することが必要であることを示す。

地域貿易協定には投資自由化によって域内の海外直接投資を促進する効果があるが、地域的な投資コストの削減が多国籍企業の行動に与える影響や、経済厚生に対する効果は必ずしも明らかではない。Arita・Tanaka (2013) は、日本の多国籍製造業企業のデータを用いて、地域レベルの投資自由化によって複数国の間で投資コストが下がった場合の多国籍企業の経済活動を仮想的にシミュレーションした政策実験を行った。その結果、世界経済を高所得国と低所得国の 2 つに区分すると、投資自由化により日本と高所得国との間で投資コストが下がる場合には、高所得国の実質賃金は増え、低所得国の実質賃金に影響がなく、日本と低所得国との間で投資コストが下がる場合には、低所得国の実質賃金が増えているが、高所得国の実質賃金には影響がないこと、さらに、日本が両国と統合して投資コストが下がる場合には、高所得国と低所得国のどちらも実質賃金が増えることが明らかになった。投資協定交渉では、交渉が進めやすい少数国間での地域貿易協定が数多く締結されてきたが、より高い経済効果を目指すためには地域貿易協定の広域化が重要であることを示唆している。

自由貿易協定では、貿易自由化だけでなく様々な分野での自由化が取り上げられているが、Komoriya (2014) は、自然人（法人でない）の移動の自由化が貿易の自由化を補完する役割を果たすか否かを理論的に分析した。この結果、貿易自由化とともに商用目的の自

然人の移動が円滑化すると、自国と外国の経済厚生がともに増加するだけでなく、自国企業の利潤も増加することが示され、単独では実現不可能な貿易自由化も、自然人の移動の円滑化を伴うことで実現可能であることが明らかにされた。

近年、二国間あるいは複数国間での通商協定において、「労働条項」——協定加盟各国に一定の労働基準の維持・遵守を求める、あるいは輸出促進のために労働基準を“不当に”抑制している国に対する貿易上の制裁措置を認める条項——の導入を図るケースが増えている。こうした通商協定に「労働条項」を含むことが加盟国の国内労働基準・労働条件の維持や改善に有効か、「労働条項」を含む通商協定は（条項を含まない通商協定に比べて）貿易促進効果に負の影響を与えないかの検討が必要とされている。Kamata (2014) は、労働条項を含む通商協定の締結が国内労働基準・条件に及ぼす影響、貿易相手国との貿易の拡大に及ぼす影響を分析した。分析の結果は、労働条項を含む通商協定を締結する相手国との貿易が増加するほど、中所得国においては実収賃金が高くなる傾向が見られるが、労働時間、労働災害発生率に関する ILO 基本 8 条約の批准に関しては影響が見られないこと、労働条項を含む通商協定の締結国の一方が高所得国、他方が中所得国である場合を除けば、協定締結が相手国との貿易促進効果を鈍らせる傾向があるとは言えないことを示した。

1997 年に成立した情報技術協定 (the Information Technology Agreement, 以下 ITA) は、コンピュータや通信機器などの情報技術関連製品の関税撤廃を目的として成立した WTO 協定の一つであり、停滞している多角的貿易交渉の中で、ウルグアイ・ラウンド以後の希少な成功例と評価されている。しかし、WTO 協定の一部である ITA は MFN 原則を適用しており、参加せずともゼロ関税の恩恵を受けられるという「ただ乗り (フリーライド)」が懸念されるため、このような外部性は WTO 加盟国の貿易自由化の意欲を挫くおそれがあり、仕組みとして難しいのではないかと考えられる。Sato (2014) は、ITA の貿易拡大効果と MFN へのただ乗りの有無とその程度を実証分析した。分析の結果では、ITA の輸入拡大効果 (貿易創造効果) は必ずしも明らかではなく、貿易創造効果が観察される場合でも、MFN へのただ乗りは観察されなかったことが示されている。ITA の貿易拡大に果たした役割は限定的であった可能性がある。

4.3 貿易政策への国民的支持

世界的な貿易自由化交渉が困難に直面する中で、人口減少・少子高齢化が進む我が国にとって貿易政策の選択は国の将来を左右する重要な問題となっている。自由貿易への支持は経済学者の間ではほぼコンセンサスとなっているにも関わらず、現実には輸入制限などの保護主義的措置が多く国々で講じられている。輸入競合産業の抵抗が一因とも考えら

れるが、成長産業が自由貿易を求める動きと考え合わせると、自由貿易からの逸脱が何故かくも広範に見られるかは自明のことではない。このため RIETI が 2011 年に行った日本国民の国際経済政策に関する選好に関する「1 万人アンケート調査」をもとにして、富浦他（2013）は、貿易政策がどのように国民に支持されているかを明らかにした。この結果から、貿易政策の選好には多様な個人特性が関係しており、業種別では農林水産業に従事する者で輸入自由化の選好が顕著に弱いこと、職種別では管理的職種、学歴別では大卒者が、輸入自由化への選好が強いこと、所得や年齢が上がるほど、輸入自由化への選好は強まる傾向にあること、海外旅行や外国人の友人などを通じた外国との交流がある個人の方が輸入自由化への選好が総じて強いこと、男性は女性よりも輸入自由化に賛成する傾向が強いことが示された。また、業種や職種だけでは個々人の貿易政策への支持を説明し尽くすことはできず、貿易自由化への支持を拡大させる方策を考えるに当たっては、多様な個人特性の影響を幅広く視野に入れる必要があることを示した。また、行動経済学的な要素も政策の選好に一部関係しており、リスク回避度の強い個人ほど輸入自由化に反対する傾向が強いことを明らかにしている。こうした結果は、自由貿易への支持の拡大には、所得補償などの直接的な経済インセンティブだけでは十分でなく、より幅広い取り組みが必要であることを示す。

個々人の貿易政策に対する支持は、その人の職業や業種などの労働市場的特性では説明し尽くせないことが確認されたが、Tomiura et al. (2013) は、貿易自由化に賛成しないことが、現状維持につながる「保有効果」(endowment effect, 既に持っているものを売る時の希望売却価格が同じものを持っていない時の希望購入価格を上回る現象)によるものか否かを 1 万人アンケート調査結果によるデータをもとにして計量分析した。これによると、保有効果に強く影響されている個人ほど輸入自由化に反対する傾向があることが明らかにされた。この保有効果で捉えられた現状維持バイアスが輸入自由化への反対につながるという発見は、所得補償や保険の仕組みの導入・拡充だけでは自由貿易への政治的支持が高まらないことを示唆している。たとえば、高学歴層ほど保有効果に左右されにくいという傾向が確認されることから、個々人の理解を促進する教育の役割も無視できない。また、65 歳を超えた高齢者(引退者)に輸入自由化を支持する傾向があることは、生産者・労働者としてよりも消費者として政策支持を判断することと解釈される。こうした発見は、高齢化する日本社会において貿易自由化を促進する上での新たな知見を提供する。

貿易自由化に反対する意見の大部分は農業関係者によるものと解釈される傾向にあるが、農業の経済全体を占める割合が対 GDP 比で約 1%、就業者数でも全体の 3% 余りに過ぎないことを考慮すると、必ずしも農業従事者だけが反対しているわけではない。むしろ、農

業の衰退が地域経済の衰退につながることを懸念して貿易自由化に反対しているとも考えられる。Ito et al. (2014) は、「1万人アンケート調査」データに基づき地域特性が貿易政策の選好に与える影響を実証的に分析し、農業就業者比率が高い地域（市区町村）に住む個人は、自分が農業に従事していなくとも保護貿易政策を支持する傾向にあること、この傾向は転居の意向がある人には観察されないこと、失業率が高い地域に住む個人は保護貿易政策を支持する確率が高いことを明らかにした。この結果は、農業のウエイトが高い地域では、農業自由化により製造業や商業・サービス業も間接的な影響を受ける可能性があり、農業の比重が相対的に大きい地域の個人が産業連関的な影響を考慮して貿易政策の選好を決定するのに対して、貿易自由化によって地域経済が影響を受けても、転居が可能な個人はその影響を回避できることを反映しているものと思われる。貿易自由化への国民のコンセンサスを形成するためには、産業間の労働流動化だけでは十分でなく、地域の経済状況へ配慮した政策を同時に検討する必要があることを示唆する。

貿易自由化のメリットについては繰り返し強調されているにもかかわらず、外国が門戸を閉ざしたままで自国のみが一方的に輸入を自由化する政策には国内で抵抗が強い。他方、外国からバランスのとれた譲歩が得られることを条件として自国も輸入自由化を進める相互主義・互惠主義 (reciprocity) は、GATT/WTO の基本的な原則にも取り入れられ、現実の貿易自由化交渉に強い影響を与えている。Tomiura et al. (2014) は、自国が一方的に輸入を自由化しても支持する個人と貿易自由化は相互的・互惠的であることを求める個人とにどのような差異があるかを「1万人アンケート調査」データをもとに分析した。この結果からは、輸入自由化には賛成ではなく、自国の一方的自由化には賛成しないとする選択と農業への従事とは統計的に強い関係があること、輸入自由化には賛成ではなく、外国から互惠的譲歩があっても評価しない絶対的な保護主義者は、農業従事とは特に有意な関係がないこと、更に、農業以外の業種や管理的職種に就業している人々では、輸入自由化に賛成であり、輸入自由化が一方的でも支持する傾向にあることが明らかにされた。こうした政策への評価は、現実の貿易自由化交渉において我が国が一方的に輸入を自由化したと受け取られる結果は農業従事者から強く反発を受け一方、外国から十分な譲歩が得られれば輸入自由化への反対が和らぐ可能性を示唆しており、貿易自由化への支持を拡大する上で相互主義・互惠主義を考慮することが重要であることを示している。

貿易の自由化に伴って生ずる経済的・非経済的な不利益は、自由化を政治的に困難にしている根幹的な理由の 1 つである。こうした有権者の経済的不利益に対処するための手段としては、米国の貿易調整支援 (Trade Adjustment Assistance : TAA) プログラムがあげられる。久野 (2015) は、日本の有権者 2742 名分のサーベイ・データを用いて、日本では

如何なる条件の下で TAA 型の救済制度に対して支持を表明するのかを分析した。分析では、TAA の救済機能（経済的支援）を意識させた回答者（対照群）と、救済機能に加えて政治的機能（貿易自由化の前進）も意識させた回答者（処理群）との間で、TAA に対する支持や警戒心がどのように変化するのかを取り上げた。その結果、対照群、処理群、いずれの場合も回答者の 6 割以上が貿易自由化に起因する失業者に対して金銭補償型または職業訓練型の救済措置を支持すること、救済機能を意識させた対照群の場合、貿易自由化から損害を被ることを懸念する「自称敗者」ほど金銭補償型の TAA を支持する傾向がみられること、TAA の政治的機能を意識させた処理群の場合、貿易自由化の自称敗者「以外」の人々による TAA の支持確率が高まる一方、自称敗者は、政治的機能を意識させると（対照群の自称敗者との比較で）TAA に対して若干の「拒絶反応」を示すこと、救済の「手段」に関しては、金銭補償をともなわない職業訓練の提供に限定した TAA については、救済機能の潜在的な受益者であるはずの自称敗者の支持確率が低く、政治的機能を意識させた処理群固有の影響ないことが明らかになった。こうした結果は、政治的機能を意識させると、貿易自由化の「自称勝者」による TAA への支持が高まるが、あくまでも「TAA の提供により貿易自由化が実現するならば」という条件付きの支持であり、補償メカニズムの導入後も自由化が不十分である場合、政治的機能に期待した有権者による TAA への支持はかえって失われる可能性があることを示唆する。

5 震災復興と企業

5.1 震災復旧とサプライ・チェーン

東日本大震災がもたらした被災企業への損傷、被災からの回復のスピード、日本全体の生産活動に与える影響を観察すると、基礎素材型産業と加工組立型産業の間では違いが見られる。沿岸に立地する基礎素材産業は津波により大きな打撃を受けたにもかかわらず、V字型に生産が回復し、日本経済全体への影響は大きくなかった。一方、輸送機械、電子部品・デバイス工業では津波による打撃が比較的小さかったが、被災からの回復は長期化し、経済全体への影響は大きかった。被災企業の復旧に障害となった要因を明らかにすることは、自然災害がもたらす産業への被災を最小化し、迅速な復旧を実現する上で重要な課題である。若杉・田中（2013）は、2011年12月にRIETIが被災した製造事業所を対象に実施した「東日本大震災による企業の被災に関するアンケート調査」に基づき企業の復旧過程を分析し、電力・工業用水・輸送手段等のインフラの寸断が事業を中断する要因となったが、津波による影響を受けることのなかった企業であっても取引先とのサプライ・チェーンの寸断によって事業の中断が長期化したことを明らかにした。サプライ・チェーンの寸

断が被災の影響を拡散させたという事実は、産業、特に加工組立産業が自然災害から受ける被害を最小化する上で『サプライ・チェーンの複線化』が重要であることを示唆している。

東日本大震災ではサプライ・チェーンを通じて非常に大きな間接的被害を与えたことが大きな問題となったが、実際に震災直後の混乱の中、サプライ・チェーン復旧のために企業はどのようにして新規取引先を開拓したのであろうか。また、その際に開拓された新規取引先は以前の取引先と比べてどのような特徴を持つのであろうか。中島・戸堂（2013）は、「東日本大震災による企業の被災に関するアンケート調査」を用いた分析から、震災直後の非常時においては、十分な情報がなく、サーチコストが平時より高かったことから、新規開拓された企業への満足度は既存の取引先と比べて低かったこと、企業の立地要因は新規企業との取引先選択に影響をもたらさないこと、企業の競争優位性が取引先選択について重要な役割を果たすこと、さらには、新規取引者に関する情報を十分に収集できていない仲介者が介在した場合、新規取引先に関する評価が下がることを示した。こうした結果は、サプライ・チェーン復旧のために新規取引先を開拓する上では、十分に企業情報を持っていない仲介者ではサーチコストを下げることができず、適切な相手とのマッチに至らないことを示している。適切なマッチングを実現するには、十分に企業情報を収集することができる組織が仲介者となることがいかに重要であるかが分かる。

サプライ・チェーンの寸断が震災の影響を拡散した面がある一方、サプライ・チェーンを通じたネットワークによる支えが被災企業の復興を支援する効果を有することも指摘されている。Todo et al. (2013) は、サプライチェーン・ネットワークが企業の経済的強靱性にどのような影響を与えるかについて東日本大震災の被災地企業のデータを用いて分析した。分析の結果は、被災地域内に取引先が多くなればなるほど、仕入先からの部材の供給が途絶している期間は長くなり、被災地企業の操業の再開が遅くなる傾向にあるが、中期的には売上高の回復が早まること、被災地域外に取引先が多くなればなるほど、復旧に対する支援を受ける可能性が高まり、被災地企業の操業の再開は早まり、売上高の回復が早くなる傾向にあること、取引先企業数が多くなればなるほど、震災後の仕入先からの部材供給の途絶によって取引先を変更しなければならない時、より適切な取引先を見出すことが容易になることを明らかにしている。注目すべきなのは、サプライチェーン・ネットワークを深化することにより、取引先から被災企業が支援を受けたり、企業ネットワークを利用して被災した取引企業を代替したりすることが企業の経済的強靱性を強化することであろう。被災地域内のネットワークは中期的な売上の復旧に有効で、被災地域外とのネットワークはより短期的な生産の再開に有効であることから、両方のネットワークを兼ね

備えることによって企業は強靱な事業組織を構築することができる。今後予想される東海地震、東南海地震、南海地震などの大災害に備えるには、地域内のみで完結したサプライチェーン・ネットワークではなく、他の地域ともつながった多様な複線型のネットワークを構築していくことが必要であることを示唆する。

東日本大震災によって、サプライチェーンが寸断されたことにより震災の影響が拡散し、短期的には操業再開に困難を来した企業があったが、その後、企業は寸断したサプライ・チェーンの再構築に取りかかっている。Matous・Todo (2014) は、東京商工リサーチによる企業取引データを用いて、震災の前後で企業がどのように既存の相手との取引を解消し、新しい相手との取引を開始したかを実証分析した。分析結果は、研究企業は地理的に近い企業との取引を新しく開始し、遠方の企業との取引は止めてしまう傾向にあり、企業同士の地理的な近接性が新たな取引ネットワークの形成に大きく影響していること、企業が新たな顧客企業として選ぶのは、すでに自社が顧客となっている企業や、別の企業を介して間接的につながっている企業、また、すでに多くの企業とつながっている企業を取引先として選ぶ傾向があることを明らかにしている。前者と後者は独立しているように見えるが、地理的な要因が企業ネットワークを形成する要因であるとともに、いったんネットワークの集積が形成されてしまえば、既存の取引ネットワークを基に新たなネットワークが形成されるので、新規参入企業や集積外の企業が既存の取引ネットワークに入り込むことは比較的難しいことを示している。取引ネットワークへの参入は重要であるが、必ずしも容易ではないため、参入を支援するための政策が必要である。

5.2 電力供給と生産性

東日本大震災が及ぼす影響のうちで最も懸念されたものは電力供給構造の変化が日本企業の競争力に及ぼす影響であろう。佐藤 (2012) は、電力供給能力が製造業の生産と貿易にどのような影響を与えるかを計測し、電力供給の低下が、電気機器、輸送機器、一般機器産業の日本の比較優位を弱めるものの、電力供給に関する生産弾力性はそれぞれの産業の生産性に関する生産弾力性の3分の1以下であり、その影響は短期的には必ずしも大きくないことを示した。ただし、資本や労働といった生産要素の賦存量の変化と同様、発電供給の変化は長期には本格的な影響を与える可能性があることに留意しなければならない。震災後に各産業において生産性が継続的に改善されれば、電力供給制約の負の影響が顕在化しないまま推移する可能性のあることを示唆している。

東日本大震災以来、原子力から火力への電力代替が進んだ結果、日本では総発電量が減少し電力価格が上昇している。Sato (2013) は、日本の産業レベルの長期データを用いて、

電力供給制約が技術革新の方向にどのような影響を与えるかを計測した。計測の結果は、これまで日本で起こった技術変化は多くの産業で資本使用的・労働節約的であったこと、また、紙製品、ゴム・プラスチック、窯業、金属、金属製品、卸小売、運輸の各部門で（電力以外の）エネルギー節約的な技術変化が見られたこと、電力節約的な技術変化を有意に示す産業がなかったことを指摘している。こうした結果は、まだ電力節約的な技術変化の余地が残されていると解釈することもできる。東日本大震災以降、産業活動においても節電の取り組みが進んだが、それが費用構造や技術変化にどのような影響があったかについては今後の分析によらなければならない。

5.3 復興と企業成長の経験

東日本大震災から経済復興のために、被災地ではグループ補助金による企業の再建支援など数多くの政策が実施されてきた。災害によってむしろ被災した国・企業・事業所の成長が促進されるという「創造的破壊仮説」を唱える研究もあるが、復興によって地域や企業の成長を促進したとしても、被災した地域や事業所は問題を抱えることもあるかも知れない。大規模災害の被災地の企業・事業所をどのように再建していくべきかに関する知見は多くない。その中で阪神・淡路大震災からの復興を検証することが一つの手がかりとなる。Tanaka (2013b) は、『工業統計』のデータを用いて、阪神・淡路大震災で被災した神戸市の事業所を全国の事業所と比較することを通じて、災害復興が事業所の成長に及ぼす影響を解明した。分析の結果、震災復興の過程で、神戸市の事業所では資本成長率を9.4%高めた一方、雇用成長率を7.4%低下させ、付加価値成長率を10.6%低下させたことを示した。阪神・淡路大震災による創造的破壊効果が、資本の増加として現れる一方、雇用は減少し、付加価値も減少となって現れた。震災後の復興では資本労働比率に歪みが生じ、その結果、事業所の生産性が低迷したものと解釈される。復興の過程では、建物や機械など物的資本の再建が比較的容易な一方で、人的資源の確保は困難である。資本に偏った復興は、資本労働比率の歪みを通じて、生産性の低下をもたらす可能性があることに留意しなければならない。

6 企業ネットワークと経済発展

6.1 企業ネットワークの形成

サプライ・チェーンは取引を通じて新しい技術や知識を取り入れる重要な経路となる。トヨタがそのサプライヤーと技術や情報を交換していることはよく知られているが、どのようなサプライチェーン・ネットワークにおいて活発に技術が伝わるのであろうか。Todo et

al. (2015) は、東京商工リサーチデータから抽出した製造業企業約4万社を対象に実証分析した結果、同じ都道府県内のサプライヤーの数が増えても企業業績は高まらないが、都道府県外のサプライヤーや顧客企業が増えると企業業績が高まること、ある企業の取引先同士が互いに取引をしている場合には、取引先同士が互いに取引のない場合に比べて、企業の業績は悪いことを明らかにした。このことは、地域内で閉鎖的なネットワークを形成するだけでは経済は停滞してしまい、遠方の「よそ者」とつながることでこそ、新たな知識を取り入れて経済が成長することを示している。「よそ者」には海外企業も含まれよう。企業の海外進出支援、外資企業の誘致などは企業の生産性を高める役割を有する。

日本の自動車産業におけるメーカーと部品供給企業とが長期継続的取引関係を通じて高価格ながら高品質な部品を安定的に供給するシステムを構築してきたことは知られている。一方、世界市場では部品の共通化（モジュール化）が活発化しており、また、中越地震や東日本大震災時に、特定の企業に部品供給を依存するサプライ・チェーンが部品供給の途絶により復旧の障害となったことから、系列関係を再検討する必要が指摘されている。

Matous・Todo (2015) は、東京商工リサーチのデータを利用して、自動車産業におけるネットワークの構造と企業の業績がどのように関連するかを分析した。分析の結果から、2000年代においては1次サプライヤーを通さず2次サプライヤーと直接取引するような取引関係の変化が起きていること、1次サプライヤーが増えれば増えるほど顧客企業の労働者1人当たり売上高が増え、生産性が高くなること、1次サプライヤーの1人当たり売上高が大きく、利益が高いほど顧客企業の1人当たり売上高が減る傾向にあることを明らかにした。系列関係における変化は、メーカーだけでなくサプライヤーにも変化をもたらすことになる。系列関係に依存して高い利益を得てきたサプライヤー企業は、系列関係の希薄化に伴い、より広域で多業種での新たな取引相手を模索することが求められている。

生産工程間の国際分業が著しく進んでいる近年、半製品、部品などの中間投入財（以下では中間財）の貿易の重要性が増している。日本の製造業においては、1990年代以降、東アジア地域を中心に生産ネットワークの国際展開を積極的に進めてきた結果、日本が比較優位を持つと思われる産業（輸送機械、電気機器など）においても、比較優位を持たないと思われる産業（繊維製品など）においても、輸入中間財の利用度が上昇する傾向にある。低廉な中間財や高品質の中間財を輸入することは、製造費用の削減、最終製品の品質向上をもたらす。中間財生産における国際分業（特化）が進むことにより、同一産業内で輸入企業と非輸入企業間で生産要素が再配分され、産業の効率性が高まるであろう。自らの海外生産拠点を持たない企業であっても外国企業から中間財を輸入することで企業パフォーマンスを改善することができるだろう。佐藤他 (2015) は、輸入取引のもたらす企業パフ

パフォーマンスへの影響について企業レベルデータを用いて分析した。その結果から、企業の生産性と輸入財志向とは非線形の関係にあり、生産性の高い企業は海外から中間財を輸入する傾向にあるが、生産性が極めて高い企業では輸入中間財への志向が低くなる傾向があること、輸出比率、外資比率が高く、多国籍化する企業は中間財を輸入する可能性が高いこと、外部の企業からの中間財輸入は利益率を高める一方、自社の海外子会社からの中間財輸入は必ずしも利益率を上げないことを示した。中堅・中小企業は必ずしも中間財輸入に馴染みがないかも知れないが、中間財輸入の開始は利益率や生産性を改善し、輸出など他の国際化にも道を開く可能性があり、海外取引に関する情報が伝わりといった外部経済が働く可能性もある。中堅・中小企業に対して、中間財輸入に関する情報提供、人材育成のための政策的支援を行うことは重要と考えられる。

6.2 企業ネットワークと地域経済

企業間ネットワークが経済活動に与える影響は先進国のみならず発展途上国経済においても観察される。最貧国では農村地域における中規模都市部の成長をいかに実現するかが課題となっているが、この地域での産業集積は機能していないのが現実である。Ishiwata et al. (2014) は、エチオピアの農村部の中規模都市に立地する縫製企業を対象として、企業間のネットワークが最貧国の農村部都市における企業規模や技術水準の高まりに与える影響を実証的に明らかにした。分析結果は、研究ビジネス・ネットワークを持つ企業ほど技術レベルが高く、売上高も大きいことが、技術レベルが高いからと言って売上高が大きいわけではないことを明らかにした。ここからは、農村地域の市場では必ずしも高品質の製品が求められるわけではないので、高い技術によって高品質の製品を供給しても必ずしも売れないため、企業が技術レベルを高めるインセンティブに乏しいことが窺える。企業が高い技術を取得し売上高を増加し、成長する上では、高品質を求める大都市の消費者との結びつきが重要である。この分析は、東日本大震災の被災地内外に多様なサプライチェーン・ネットワークをもつ企業が、震災後の復旧が比較的早かったことと通ずるところがある。

企業のネットワークは、取引に関わるものだけでなく、人的ネットワークを通じて政治との関わりをもつ場合も少なくない。一般に、企業と政治とのつながりは市場による効率的な資源配分を歪め、経済の成長を阻害すると考えられるが、政治との結びつきが緊密な企業では銀行からの貸し付けを受けやすく、資本収益率も高いとの指摘もある。市場の未発達な国では企業と政治とのつながりが市場機能を補完していないとも限らない。Fu et al. (2015) は、政治との結びつきが賄賂を生み、効率的資源配分が損なわれていることが指摘されるインドネシアを対象として分析した結果、経営者が政治家と個人的な関係をもつ

中小零細企業は政府系銀行から十分な額の融資を受けやすい傾向があるが、そうした企業の生産性が低いことを明らかにした。また、Shimamoto・Todo (2015) は、インドネシアにおける企業と政治とのつながりが企業のグローバル経済への志向に与える影響を分析し、政府から許認可を得やすい企業は海外との取引が少なく、外国人に対する経営者の信頼感が低い傾向にあること、さらに、海外との取引が少なく、外国人に対する信頼感が低い経営者は、自由貿易協定や外資企業に対して積極的でない傾向にあることを明らかにした。利権を伴う企業と政治とのつながりが国内企業の保護主義を強め、保護主義的政策が実行されることでますます利権が増大し、企業と政治とのつながりをさらに強めるという悪循環は、ネットワークの負の側面と言える。

7 中国企業の国際化と産業政策

7.1 中国企業の国際化

世界第1位の貿易国であり世界第2位の経済規模となった中国は、日本の貿易・投資に密接不可分な存在であり、中国企業や市場の特徴を知ることは貿易・投資政策を考える上で極めて重要である。企業の国際化に関する標準的な理論と実証分析は、生産性の高い企業が輸出し、更に生産性の高い企業が直接投資をすることを示すが、こうしたことは中国企業においても同様に見られる現象であろうか。OECD諸国と異なり中国市場には多くの国有企業や外資系企業が存在するが、こうしたことが中国企業の国際化にどのような影響を与えるだろうか。Wakasugi・Zhang (2012) は、中国企業のマイクロデータを用いて分析し、2000年前半までは生産性において、国有企業は民間企業より低く、外資系企業が最も高いこと、輸出企業に限ると、民間企業、国有企業は外資系企業よりも高いこと、海外直接投資を行う国有企業、民間企業は生産性が高いこと、輸出経験は企業の直接投資の決定にプラスの効果をもたらし、その効果は民間企業、国有企業において大きいことを明らかにした。このような分析結果は、中国市場における民間企業、国有企業、外資系企業では市場参入の条件に差異があることを示すものである。国有企業は生産性が低くても国内市場への参入が可能であるが、外資系企業では生産性が高くなければ参入が出来ないこと、逆に、海外市場とのネットワークや知識経験を有する外資系企業であれば生産性が低くても外国市場への輸出や直接投資が可能であるが、国有企業では高い生産性を持たない限り外国市場への参入が困難であることは、市場参入の条件が企業の所有形態によって異なることを意味する。

WTOへの加盟後の中国にとって、市場経済化は重要な政策課題である。2000年以降、中国の輸出は極めて顕著に増加してきたが、この時期は、中国がWTOに加盟し、輸出入関税

の削減、貿易権規制や外資企業への規制の緩和といった貿易投資の自由化とともに、外国市場への中国企業の市場アクセスが改善した時期である。また、WTO議定書に沿って国有企業改革を求められた。こうしたWTO加盟による中国経済の自由化・開放化が中国企業の生産性向上にもたらした影響を明らかにした研究はすでに見られるが、輸出への影響を明らかにした研究は多くない。Wakasugi・Zhang (2015) は、中国の電気機械産業、エレクトロニクス産業、情報通信機器産業に属する企業に関するパネルデータを用いて、WTO加盟が中国企業の生産性と輸出に与える影響を明らかにした。分析の結果、WTO加盟の前後に関わらず、所有形態を問わず生産性の高い企業が輸出する傾向にあること、WTO加盟後には、民営企業や国有企業では生産性が輸出選択に与える効果をより強める傾向が見られること、輸出志向において、民営企業では上昇し、国有企業では低下するという非対称な効果が見られることを明らかにした。WTO加盟後の義務の履行を通じて中国市場の開放は着実に進展してきた。WTOへの加盟によって、中国では輸出を行う際の制度的障壁が減り、生産性の上昇に沿って企業が輸出を選択しやすい環境となりつつあり、また、加盟前には国有企業にのみ与えられてきた優遇条件と民営企業に与えられてきた制限的条件が撤廃されつつあることを示している。

企業の国際化を促す要因の一つに地域の産業集積の効果が上げられる。日本の輸出企業の生産性が大都市圏に立地する企業の方が地方に立地する企業よりも低いことが示されているが、中国企業に関してはどのようなことが言えるであろうか。Ito et al. (2013) は、企業の集積が企業の輸出を促すか否かを中国の企業レベルデータを利用して検証した。検証の結果、輸出企業が集積するほどそこに立地する企業の輸出参入を促すこと、非外資輸出企業が集積するほど企業の輸出参入を促すこと、しかし、外資輸出企業の集積は外資の輸出参入を促すが、非外資企業の輸出参入を促さないことが明らかになった。中国では改革開放以降、沿岸地域を経済特区に指定し、インフラの整備や優遇措置によって積極的な外資導入を進めた経緯がある。その結果、環渤海経済圏や長江デルタ、珠江デルタといった地域に産業集積が形成され、経済発展を促進する要因となった。その後、重慶・成都・西安といった西部デルタ地域にも経済特区が指定され、内陸部にも投資が活発に行われるようになり、沿岸部に限らず産業集積が拡大する傾向が見込まれる。こうした産業集積の形成は、知識の波及効果を生み、輸出に係わる固定費用を引き下げ、国内企業の国際化を後押しする効果を有したものと考えられる。

7.2 中国企業のイノベーションと産業政策

企業のイノベーションを捉える指標は多様である。中国企業データには新製品の導入と生産高が明らかにされており、このデータは、プロダクト・イノベーションを表す指標としてユニークである。Zhang (2014) は、中国製造業企業レベルのデータを用いて、産業集積が企業のプロダクト・イノベーションに与える効果を計測した。計測の結果から、地域が特定の産業に特化することは新製品を生み出す上で効果はないこと、都市の規模拡大と産業多様性が新製品導入の確率を高めること、市場競争は生産性の高い外資企業の新製品の生産を促す一方、生産性の低い非外資企業にはプラスの効果を及ぼさないことを示した。1995年以降、中国の中央政府・地方政府は60を超える都市100を超える経済特区を指定してきたが、その多くは産業の多様性を確保したものとなっている。こうした政策は、同一産業の集積よりも異業種の集積知識がスピルオーバー、アウトソーシングや取引、中間財の調達を活発化し、新製品開発を促進することと整合的であるように思われる。

中国の経済発展は沿岸部から始まり内陸部へと波及している。こうした波及の過程では、労働集約的産業が沿海部から内陸に移転していることから「国内版雁行形態」であるとの指摘がある。確かに労働集約的産業において沿海部のシェアの低下傾向が鮮明であるが、「沿海から内陸へ」という一方向で2010年代の中国産業の立地変化を理解して良いものであろうか。Ito (2014) は、中国の産業データを用いた分析により、沿海部では資本集約的産業の成長が高まる傾向がある一方で、中部地域では労働集約的産業の成長が高まるというメカニズムが存在していること、中国の産業集積地では、規模の大きな集積が、更に成長を遂げるといった規模効果が存在することを確認した。ただし、河南省鄭州市、広西省南寧市、四川省成都市、そして重慶市といった内陸都市の輸出額が近年急増しているが、この変化をもたらした重要なファクターは、Foxconnを筆頭とするEMSの中国内陸への進出である。中国国内の産業立地は、国内の雁行形態型変化ではなく、アジアにおける生産ネットワークと一体になって変化していることに注目しなければならない。

中国企業は、外国からの技術習得による段階から、自らの研究開発投資によるイノベーションの実現の段階に入っている。実際に中国の研究開発支出総額は急増しており、2009年に日本を超える規模となっている。こうした企業の研究開発活動に対して、中央政府・地方政府は様々な支援を行ってきたが、その効果がどのようなものかは必ずしも明らかではなかった。Ito et al. (2014) は、企業レベルデータを中央・地方政府の各レベル・各種政策カテゴリーと組み合わせることにより、政府による研究開発支援の効果を分析した。分析の結果、政府による支援は企業の知的財産権出願数、新製品数、工程改善数を増加させるが、中央政府よりもローカル政府によって実施されている政策の方が政策の効果が明

快に現れており、税制や金融上の優遇よりも企業のイノベーション活動自体を直接的にサポートする政策が効果的であることを示した。また、中国政府が実施してきた科学技術・イノベーション政策は、そのすべてが効率的に機能しているとは言えず、政策内容や施策を実施する政府のレベルの違いを踏まえた検証が必要であることを分析は示している。

8 貿易・投資の法制度

8.1 国際投資の法的保護

国際的貿易・投資ルールは、法的枠組によって担保されるため、その枠組と運用は極めて重要な意味を持つ。特に、日本企業による海外直接投資が法的にどのように保護されているかを明らかにすることは喫緊の課題である。保護の方策は、第1に国際投資協定を締結して投資保護と投資自由化を促進することであり（BIT, EPA, FTA, TPP）、第2に、各種協定において外国投資家が投資受入国を相手に訴える投資仲裁手続（ISDS: investor-State dispute settlement）条項を設け、これを根拠として投資家（投資企業）自身が投資受入国を相手取って投資協定仲裁に事件を付託することである。近年、世界中で投資保護の動きが強まっており、それに伴って「国際投資法」が急速に変化している。

投資家が海外投資を開始・継続する際に、投資受入国が特定措置の履行を要求（たとえば、ローカルコンテンツ使用要求、輸出制限要求、技術移転要求など）する場合があるが、こうした要求は国境を越えた貿易・投資活動を阻害・歪曲させるため、国際投資協定はこれを禁止する条項（PR 禁止条項）を設けている。玉田（2012）は、PR 禁止条項を取り上げ、規定方式が、北米型（具体的な禁止要求内容を網羅的に列挙する方式）と欧州型（PR 禁止を公正衡平待遇条項に組み込んで抽象的・一般的に禁止する方式）に分かれること、米国型を採用する日本では禁止のレベルが低いことを指摘し、PR 禁止条項の解釈・適用が争われた投資仲裁例に基づき、その争点を整理している。

ISDS は FTA/EPA において広くも採用されているが、投資家および投資財産がどこまで保護されるのかが一つの争点となっている。玉田（2013）は、投資仲裁における精神的損害賠償（moral damages）を取り上げ、精神的損害賠償は、通常は賠償算定の際の因果関係において処理されることになるが、投資家（特に自然人）の身体そのものや精神的安寧の保護を目指すのであれば、投資協定でこれを保護対象とすることを明示するのが望ましい旨を指摘する。投資家側から見た場合、投資仲裁においては、精神的損害賠償の請求は賠償額の加算要因となり得るもので、因果関係の立証を十分に行えば、有効な主張根拠となり得るものであり、精神的損害賠償の根拠としてホスト国の主観的要素（故意・過失）を主張するのが有効であること、投資受入国側から見た場合、投資仲裁において精神的損

害賠償が請求されたとしても、これに対する防御方法は幾つも想定され、仮に精神的損害が認められた場合であっても、賠償額が巨額なものとなる可能性は低いことなどを指摘している。

外国投資を保護することが国際投資保護協定の主要な役割であるが、そうした外国投資の保護が自国の（あるいは相手国の）外交政策上の手段としての対抗措置（外国人の受入国は、当該外国人の本国とのあいだで抱えた紛争の有利な解決をはかるために、当該外国人の資産・財産を凍結し、場合によっては収奪するなどの措置に訴えること）の利用可能性に対する制約を認めるか否か、あるいはどのような制約であれば許容しうるものであるのかは検討すべき課題である。国際投資保護協定はこの点について規定を置いていないため、国際投資仲裁では異なる判断が下されている。岩月（2013）は、こうした現状を踏まえ、対抗措置の利用可能性に関して法的に不確定な状態が自国の外交的立場に問題を生じさせることがないように、国際投資協定において明示する必要があることを指摘する。

日本が締結してきた国際投資協定には「一般的例外規定」と呼ばれるものが含まれており、それらは GATT や GATS の一般的例外規定をモデルとしている。これに対して諸外国では、「一般的例外規定」を国際投資協定上の義務全体に係る例外という意味で用いることが多い。森・小寺（2014）は、日本が「一般的例外規定」を GATT/GATS 型一般的例外規定を意味するものとして用い続けるのが妥当か否かを再検討し、もし GATT/GATS 型一般的例外規定を残す場合には、それによって違反を正当化しようとする投資協定上の義務の規定内容について十分に精査することが必要なことを指摘する。

投資家が投資受入国たる外国で損害を被った場合に申し立てる投資協定仲裁においては、当該損害が投資受入国の国際義務違反によることが認定されれば、専ら金銭賠償の支払命令によって紛争が処理されてきた。しかし、場合によっては国家予算を逼迫するような莫大な損害賠償が請求される例が増えるにつれて、投資仲裁が高額な賠償を国家に命ずることが、とりわけ経済的困難にある国家の政策策定に対して萎縮効果をもたらすことの正当性について疑問が呈され、近年においては、賠償に代えて措置の取消等の非金銭的な救済手段が選ばれるべきではないかという考え方が示されている。他方で、国際投資仲裁が国内措置の取消や無効を宣言したり、特定の国内措置を命ずることは国家主権への干渉に当たるので許容されないと主張されたりすることも多い。西村・小寺（2014）は、こうした投資仲裁を通じた非金銭的救済の可能性をどのように評価すればよいかを検討し、国家予算に影響するような多額な金銭賠償が課される例があることに鑑みれば、国内措置の是正によって違法性を払拭する選択を残すことに合理性がある一方、原状回復によって生ずる損失が生ずる利益に比して著しく均衡を欠く場合には、原状回復に代えて金銭賠償が適切

であることを指摘する。また、日本が締結する二国間投資協定や経済連携協定では、非金銭的救済の可能性を維持しつつ、必要があれば金銭賠償によって代替する権利を国家に留保するという救済規定を設けることが望ましいとの指摘を行う。

8.2 文化メディア産業の貿易と法的枠組

グローバル化による貿易・投資の拡大、インターネットを通じた国際的な大容量情報通信網の発達、文化コンテンツ産品（映画等のAVソフト、音楽ソフト、書籍・雑誌・新聞等の文字媒体）の国際取引を拡大したが、一方では各国のローカルな文化が脅かされる危機感が指摘され、ユネスコでは文化の多様性を保護する法的枠組みとして「文化多様性条約」を採択した。しかし、文化多様性条約に基づく輸入コンテンツ産品への差別的な取り扱い、WTOの最恵国待遇原則および内国民待遇原則と必ずしも調和しないことが懸念される。川瀬（2013）は、こうしたWTO協定における文化多様性概念に関し、WTO協定には文化多様性保護・促進の政策目標を取り込む例外規定が備わっていないし、文化多様性条約にもWTOをはじめ通商条約レジームとの調整を定める規定がないことを指摘する。その上で、コンテンツ産品の国産・特定国の優遇はWTO協定と整合的でないこと、WTO協定適合的な政策オプションとしては補助金が有効であること、文化多様性条約がWTO協定との適用関係において優位に立ったり、WTO協定の規律を修正したりすることはないこと、文化多様性条約は自由な文化交流や自国・外国の文化に対する公平なアクセスの重要性も重視していることを考慮すれば、文化多様性条約の批准を躊躇う必要はないことを指摘する。さらに、WTO協定と整合的な国内コンテンツ産業に対する公的支援策は、輸入コンテンツを差別的に制限するものであってはならず、補助金・税制によることが望ましい旨を述べる。

音響・映像(AV)産品などの文化的財に対する輸入数量制限や自国の文化的財の発展を促進するための助成がどこまで正当化されるかが議論されているが、文化的財のデジタル化およびオンライン上で「データ」として流通・取引されるという環境の下では、議論は根本的な転換を迫られている。東條（2013）は、文化的財のデジタル化に伴う文化多様性規制の変容可能性を取り上げ、「データ」として流通・取引されるデジタル文化的財への自由なアクセスに対して深刻な阻害要因となるのは、インターネット政策およびネットフィルタリング規制であることを指摘する。ネットフィルタリング規制は、公共政策的な目的（例：公序良俗、宗教・政治、刑事法、安全保障、知的財産保護）に基づき、多くの国で実施されているが、このような規制は、競争政策規制に優先適用される場合がほとんどであり、このためデジタル文化的財へのユーザーのアクセスが大きな制約を受けることにな

る。このため、オンライン上で流通・取引されるデジタル文化的財にかかる「文化と貿易」および文化多様性の問題は国境を越えるデータの流通・取引に対する規制のあり方という問題と重複していることを指摘する。

文化遺産を保護する政府の権限が、国際投資保護システムによって侵食されることはないだろうか。伊藤（2013）は、これまで投資保護ルールが文化面での政府規制に関してどのように適用され、いかなる結論が出されているのかを検討し、投資保護条約が定める投資保護ルールは、あくまでも、政府規制が不合理ないし恣意的な形で実施された場合に、不当な損害を被った企業等を救済するためのものであり、文化財を保護する政府の規制が正当な公益の実現を目的としており、合理的な手段を用いて実施されている以上は、たとえそれが外国投資に損失を与えたとしても、条約違反にはならないことを指摘する。

文化メディアは、途上国のみならず先進国にとってもセンシティブな分野であるため、貿易・投資の自由化が進展していない。このため、WTO や FTA のサービス自由化交渉において、特定の産業分野に関連するサービス分野を一括りの「クラスター」と位置付け、その自由化を目指す「クラスター・アプローチ」という手法が WTO においても提案されている。国松（2013）は、このクラスター・アプローチを取り上げ、クラスター・アプローチには、既存の国際約束を損なわずに関連するサービスを自由化できること、特定のビジネス・モデルに関連する規制が明らかになり政策立案が容易になること、技術革新や民営化、規制緩和等による産業活動の実態的な変化を折り込むことができることなどの利点があることから、文化メディア分野の貿易協定交渉や、二国間 FTA・複数国との FTA (AJCEP, TPP 等) におけるサービス交渉や見直し等の作業において、一括して関連セクターの自由化を目指すクラスター・アプローチの利用が検討に値することを指摘する。

ユネスコが 2005 年に採択した「文化多様性条約」が実際に文化的財の貿易にとって障害となっているか否かはエビデンスによって明らかにされるべきであろう。神事・田中（2013）は、文化多様性条約の批准状況と各国の文化的財の輸出および輸入との関係を実証分析し、研究文化多様性条約を批准すると「文化コア財」の輸出額が増加する傾向がみられ、文化コア財の輸入に関しても文化多様性条約の批准との間に統計的に有意な正の相関がみられることを明らかにした。この分析結果は、文化多様性条約が文化的財の貿易を阻害するという懸念は必ずしも現実のものではないことを示している。

8.3 国有企業と法的枠組

国有企業の存在や経済活動への国の関与を強めることは、グローバル企業に対して差別的取り扱いを生み、市場に歪みをもたらすことが懸念される。「世界の市場」として存在感を高めている中国での独禁法運用は世界市場全体での競争を大きく左右しかねない。2008年8月1日に施行された中国独占禁止法が施行6周年を迎えた2014年8月、中国發展改革委員会は日本の自動車部品製造業者8社およびベアリング製造業者4社による2つの価格カルテル事件に対する処分を公表したが、これに関して、中国独禁法の運用が「外資たたき」「外資狙い撃ち」ではないかとする報道がなされた。また、米国商工会議所は2014年9月、中国独禁法に関する報告書を公表し、同法が競争政策でなく「中国の産業政策の道具」として用いられていることを指摘した。川島（2015）は、「外資たたき」や「産業政策の道具」といった批判が妥当するのかどうかについて、法執行を分担する商務部（企業結合規制）、国家發展改革委員会（価格独占行為規制）、国家工商行政管理総局（非価格独占行為規制）の執行を検証した。この結果から、商務部による企業結合規制については、企業結合届出全体の9割が外・外取引又は外・中取引である実態に照らして考えると、直ちに内外差別的審査が行われていると結論づけることはできないが、重視する技術が関係する市場、資源供給、食糧供給など外国依存度の高い市場、国有企業間の結合案件においては、競争法・競争政策の観点から問題点があることを指摘する。また、国家發展改革委員会による価格独占行為規制については、処分対象のうち外資企業は10%にすぎず、処分企業の中には国有企業が少なからず含まれていること、また、国家工商行政管理総局による非価格独占行為規制には外国企業に対する処分は見られないこと、さらに、「外資たたき」というイメージが形成された原因に、中国政府が規制事例のすべてを公表せず、比較的規模の大きな事例を選択的に公表したため、結果として外資企業に対する処分が露出することになったことを指摘している。

TPP交渉においては「国有企業に対する規律」が大きな争点となっており、国有企業などに対する優遇措置がもたらす競争歪曲を除去するための規律（競争中立性規律）が求められている。この規律ではオーストラリアが先進国である。川島（2015）は、オーストラリアが同規律を導入するに至った経緯、同規律の内容、具体的事例を検証し、TPP交渉における「国有企業に対する規律」の導入に際して考慮すべき要素、国内実施のあるべき姿、国際経済法における「競争中立性規律」の必要性と発展可能性を論じている。オーストラリアにおける競争中立性規律の導入の背景には、政府事業と民間企業が同一市場において競争する場面が増え、前者に対する優遇措置が競争歪曲をもたらしているとの危機意識があったこと、競争中立性規律には、国有企業に対する優遇措置がその価格設定に反映され

ないことを確保する事前規律や苦情処理手続を含む実施・監督体制が設計されていること、コミュニティ・サービス又はユニバーサル・サービス義務などの他の公共利益への配慮が払われていることを明かし、TPPにおける国有企業規律案はWTO補助金協定と規律の客体や性格が異なるとしても、それを補完するものであることを指摘している。

9 おわりに

貿易投資プログラムでは、2011年度から2015年度までの間に14の研究プロジェクトを設定し、プログラムディレクター（若杉隆平）とプロジェクトリーダー（石川城太、浦田秀次郎、川瀬剛志、佐藤仁志、神事直人、富浦英一、戸堂康之、中富道雄、間宮勇、若杉隆平、そして、数多くの業績を残しつつ研究なかばにして他界された故小寺彰氏の各ファカルティフェロー）がとりまとめ役になって、研究が行われてきた。2015年夏時点できりまとめられた研究成果は110論文（ディスカッションペーパー93論文、ポリシーディスカッションペーパー17論文）に上る。このほかにも、環境とエネルギーと貿易・投資に関する研究が行われており、ベトナムエアコン市場を取り上げ、エネルギー効率投資に関する消費者評価を計測した研究（松本・小俣，2015）、米国と中国の間の太陽電池貿易紛争の事例を取り上げ、再生可能エネルギー補助金と相殺関税を分析した研究（蓬田，2015）などがある。さらに、紙幅の制約からここでは紹介できなかったが、政策志向の強い研究成果は、ポリシーディスカッションペーパーとしてまとめられ、公表されている。ここで紹介した研究成果は、金融的側面を除けば2010年代前半における国際貿易や投資に関して注目すべき論点を幅広くカバーしている。研究成果には、国際コンファレンスやワークショップにおいて報告されたものや国際学術誌に掲載されたものが少なくない。また、政策当局や産業界が注目する内容もあると考えている。

多数の研究成果がまとめられてきたが、現在、貿易投資を巡る世界の環境は依然として大きく変化しつつある。残されている課題や引き継がれるべき課題が少なからずある上に、新たに分析すべき課題も見られる。次の中期計画期間の課題として位置づけ、さらなる研究を深めることが必要である。

引用文献

Akerman, Anders, Rikard Forslid, and Toshihiro Okubo (2013), "Why is Exporting Hard in Some Sectors?" RIETI Discussion Paper Series 13-E-015

Arita, Shawn and Kiyoyasu Tanaka (2013), "Regional Investment Liberalization and FDI," RIETI Discussion Paper Series 13-E-088

Baldwin, Richard and Toshihiro Okubo (2012), "Networked FDI: Sales and sourcing patterns of Japanese foreign affiliates," RIETI Discussion Paper Series 12-E-027

Fu, Jiangtao, Daichi Shimamoto, and Yasuyuki Todo (2015), "Can Firms with Political Connections Borrow More Than Those Without? Evidence from firm-level data for Indonesia," RIETI Discussion Paper Series 15-E-087

Ichida, Toshihiro (2013), "Imitation versus Innovation Costs: Patent policies under common patent length," RIETI Discussion Paper Series 13-E-054

Ichida, Toshihiro (2015), "Trade-offs in Compensating Transfers for a Multiple-skill Model of Occupational Choice," RIETI Discussion Paper Series 15-E-083

Ishido, Hikari (2015), "Trade in Services and Japan's Bilateral FTAs: Empirics on their impacts," RIETI Discussion Paper Series 15-E-012

Ishikawa, Jota and Eiji Horiuchi (2012), "Strategic Foreign Direct Investment in Vertically Related Markets," RIETI Discussion Paper Series 12-E-014

Ishikawa, Jota, Hodaka Morita, and Hiroshi Mukunoki (2014), "Trade Liberalization and Aftermarket Services for Imports," RIETI Discussion Paper Series 14-E-065

Ishikawa, Jota, Hodaka Morita, and Hiroshi mukunoki (2015), "Parallel Imports and Repair Services," RIETI Discussion Paper Series 15-E-060

Ishikawa, Jota and Toshihiro Okubo (2013), "Trade and Industrial Policy Subtleties with International Licensing," RIETI Discussion Paper Series 13-E-050

Ishiwata Ayako, Petr Matous, and Yasuyuki Todo (2014), "Effects of Business Networks on Firm Growth in a Cluster of Microenterprises: Evidence from rural Ethiopia," RIETI Discussion Paper Series 14-E-014

Ito, Asei (2014), "Industrial Agglomeration and Dispersion in China: Spatial reformation of the 'workshop of the world'" RIETI Discussion Paper Series 14-E-068

Ito, Asei, Zhuoran Li, and Min Wang (2014), "What Types of Science and Technology Policies Stimulate Innovation? Evidence from Chinese firm-level data," RIETI Discussion Paper Series 14-E-056

Ito, Banri, Hiroshi Mukunoki, Eiichi Tomiura, and Ryuhei Wakasugi (2015), "Trade Policy Preferences and Cross-Regional Differences: Evidence from individual-level data of Japan," RIETI Discussion Paper Series 15-E-003

Ito, Banri and Ayumu Tanaka (2013), "Open Innovation, Productivity, and Export: Evidence from Japanese firms," RIETI Discussion Paper Series 13-E-006

Ito, Banri, Zhaoyuan Xu, and Naomitsu Yashiro (2013), "Does Agglomeration Promote the Internationalization of Chinese Firms?" RIETI Discussion Paper Series 13-E-081

Jinji, Naoto and Xingyuan Zhang (2013), "Innovation in the Host Country and the Structure of Foreign Direct Investment: Evidence from Japanese multinationals," RIETI Discussion Paper Series 13-E-060

Kamata, Isao (2014), "Regional Trade Agreements with Labor Clauses: Effects on labor standards and trade," RIETI Discussion Paper Series 14-E-012

Kano, Kazuko, Takashi Kano, and Kazutaka Takechi (2015), "The Price of Distance: Pricing to market, producer heterogeneity, and geographic barriers," RIETI Discussion Paper Series 15-E-017

Kawasaki, Kenichi (2014), "The Relative Significance of EPAs in Asia-Pacific," RIETI Discussion Paper Series 14-E-009

Komoriya, Yoshimasa (2014), "How the Movement of Natural Persons Agreement Could Fuel FTAs," RIETI Discussion Paper Series 14-E-041

Maskus, Keith E. and Lei Yang (2013), "The Impacts of Post-TRIPS Patent Reforms on the Structure of Exports," RIETI Discussion Paper Series 13-E-030

Matous, Petr and Yasuyuki Todo (2014), "The Effects of Endogenous Interdependencies on Trade Network Formation across Space among Major Japanese Firms," RIETI Discussion Paper Series 14-E-020

Matous, Petr and Yasuyuki Todo (2015), "'Dissolve the Keiretsu, or Die': A longitudinal study of disintermediation in the Japanese automobile manufacturing supply networks," RIETI Discussion Paper Series 15-E-039

Matsuura, Toshiyuki (2013), "Why Did Manufacturing Firms Increase the Number of Non-regular Workers in the 2000s? Does international trade matter?" RIETI Discussion Paper Series 13-E-036

Matsuura, Toshiyuki (2015), "Impact of Extensive and Intensive Margins of FDI on Corporate Domestic Performance: Evidence from Japanese automobile parts suppliers," RIETI Discussion Paper Series 15-E-032

Matsumoto, Shigeru and Yukiko Omata (2015), "Consumer Valuations of Energy Efficiency Investments: The case of Vietnam's air conditioner market," RIETI Discussion Paper Series 15-E-063

Mukunoki, Hiroshi (2013a), "Market Access and Technology Adoption in the Presence of FDI," RIETI Discussion Paper Series 13-E-040

Mukunoki, Hiroshi (2013b), "On the Welfare Effect of FTAs in the Presence of FDI and Rules of Origin," RIETI Discussion Paper Series 13-E-053

Naito, Takumi (2012), "An Eaton-Kortum Model of Trade and Growth," RIETI Discussion Paper Series 12-E-055

Naito, Takumi (2015), "Aid for Trade and Global Growth," RIETI Discussion Paper Series 15-E-025

Okubo, Toshihiro and Eiichi Tomiura (2013), "Regional Variations in Productivity Premium of Exporters: Evidence from plant-level data," RIETI Discussion Paper Series 13-E-005

Sato, Hitoshi (2013), "On Biased Technical Change: Was technological change in Japan electricity-saving?" RIETI Discussion Paper Series 13-E-077

Sato, Hitoshi (2014), "Does MFN Free Riding Plague the Information Technology Agreement?" RIETI Discussion Paper Series 14-E-003

Shimamoto, Daichi and Yasuyuki Todo (2015), "Economic and Political Networks and Firm Openness: Evidence from Indonesia," RIETI Discussion Paper Series 15-E-084

Takechi, Kazutaka (2012), "Negative Effects of Intellectual Property Protection: The unusual suspects?" RIETI Discussion Paper Series 12-E-057

Takechi, Kazutaka (2015a), "The Quality of Distance: Quality sorting, Alchian-Allen effect, and geography," RIETI Discussion Paper Series 15-E-018

Tanaka, Ayumu (2012a), "The Causal Effects of Exporting on Japanese Workers: A firm-level analysis," RIETI Discussion Paper Series 12-E-017

Tanaka, Ayumu (2012b), "The Effects of FDI on Domestic Employment and Workforce Composition," RIETI Discussion Paper Series 12-E-069

Tanaka, Ayumu (2013a), "Firm Productivity and Exports in the Wholesale Sector: Evidence from Japan," RIETI Discussion Paper Series 13-E-007

Tanaka, Ayumu (2013b), "The Impacts of Natural Disasters on Plants' Growth: Evidence from the Great Hanshin-Awaji (Kobe) Earthquake," RIETI Discussion Paper Series 13-E-051

Todo, Yasuyuki, Kentaro Nakajima, and Petr Matous (2013), "How Do Supply Chain Networks Affect the Resilience of Firms to Natural Disasters? Evidence from the Great East Japan Earthquake," RIETI Discussion Paper Series 13-E-028

Todo, Yasuyuki, Petr Matous and Hiroyasu Inoue (2015), "The Strength of Long Ties and the Weakness of Strong Ties: Knowledge diffusion through supply chain networks," RIETI Discussion Paper Series 15-E-034

Tomiura, Eiichi, Banri Ito, Hiroshi Mukunoki, and Ryuhei Wakasugi (2013), "Endowment Effect and Trade Policy Preferences: Evidence from a survey on individuals," RIETI Discussion Paper Series 13-E-009

Tomiura, Eiichi, Banri Ito, Hiroshi Mukunoki, and Ryuhei Wakasugi (2014), "Reciprocal Versus Unilateral Trade Liberalization: Comparing individual characteristics of supporter." RIETI Discussion Paper Series 14-E-067

Urata, Shujiro (2015), "Impacts of FTAs and BITs on the Locational Choice of Foreign Direct Investment: The case of Japanese firms," RIETI Discussion Paper Series 15-E-066

Wakasugi, Ryuhei and Hongyong Zhang (2012), "Effects of Ownership on Exports and FDI: Evidence from Chinese firms," RIETI Discussion Paper Series 12-E-058

Wakasugi, Ryuhei and Hongyong Zhang (2015), "Impacts of the World Trade Organization on Chinese Exports," RIETI Discussion Paper Series 15-E-021

Zhang, Hongyong (2014), "How Does Agglomeration Promote the Product Innovation of Chinese Firms?" RIETI Discussion Paper Series 14-E-022

伊藤 一頼 (2013), 「文化政策と投資保護—公益規制による財産権侵害の投資協定における位置づけ—」, RIETI Discussion Paper Series 13-J-025

岩月 直樹 (2014), 「国籍国に対する対抗措置としての正当性と投資家への対抗可能性」, RIETI Discussion Paper Series 14-J-008

大野 由夏 (2013), 「特許侵害訴訟, 技術選択, ノンプラクティシング・エンティティ—」, RIETI Discussion Paper Series 13-J-050

川島 富士雄 (2015), 「中国独占禁止法の運用動向—『外資たたき』及び『産業政策の道具』批判について—」, RIETI Discussion Paper Series 15-J-042

川島 富士雄 (2015), 「オーストラリアにおける競争中立性規律—TPP 国有企業規律交渉への示唆—」, RIETI Discussion Paper Series 15-J-026

川瀬 剛志 (2013), 「WTO 協定における文化多様性概念—コンテンツ製品の待遇および文化多様性条約との関係を中心に—」, RIETI Discussion Paper Series 13-J-056

久野 新 (2015), 「貿易自由化実現のための補償措置は支持されるのか?—調査実験による実証分析—」 RIETI Discussion Paper Series 15-J-002

国松 麻季 (2013), 「文化メディアの越境流通促進のためのサービス貿易自由化」, RIETI Discussion Paper Series 13-J-065

佐藤 仁志 (2012), 「電力供給と産業構造」 RIETI Discussion Paper Series 12-J-007

佐藤 仁志・張 紅咏・若杉 隆平 (2015), 「輸入中間財の投入と企業パフォーマンス: 日本の製造業企業の実証分析」, RIETI Discussion Paper Series 15-J-015

神事 直人・田中 鮎夢 (2013), 「文化的財の国際貿易に関する実証的分析」, RIETI Discussion Paper Series 13-J-059

玉田 大 (2012), 「国際投資協定上のパフォーマンス要求禁止条項の法構造」, RIETI Policy Discussion Paper Series 12-P-012

玉田 大 (2014), 「投資仲裁における精神的損害賠償」, RIETI Discussion Paper Series 14-J-013

東條 吉純 (2013), 「文化的財のデジタル化に伴う文化多様性規制の変容可能性—ボトルネック事業者に対する競争政策規制—」 RIETI Discussion Paper Series 13-J-055

戸堂 康之 (2012), 「日本の中小企業の海外生産委託」, RIETI Discussion Paper Series 12-J-004

富浦 英一・伊藤 万里・椋 寛・若杉 隆平・桑波田 浩之 (2013) 「貿易政策に関する選好と個人特性—1万人の調査結果—」 RIETI Discussion Paper Series 13-J-049

中島 賢太郎・戸堂 康之 (2013) 「企業間取引関係のパフォーマンス決定要因：東日本大震災におけるサプライチェーン寸断の例より」 RIETI Discussion Paper Series 13-J-024

西村 弓・小寺 彰 (2014), 「投資協定仲裁における非金銭的救済」, RIETI Discussion Paper Series 14-J-006

長谷川 誠・清田 耕造 (2015), 「国外所得免除方式の導入が海外現地法人の配当送金に与えた影響：2009-2011年の政策効果の分析」 RIETI Discussion Paper Series 15-J-008

藤田昌久・若杉隆平 (2011), 『グローバル化と国際経済戦略』 日本評論社

森 肇志・小寺 彰 (2014), 「国際投資協定における『一般的例外規定』について」, RIETI Discussion Paper Series 14-J-007

蓬田 守弘 (2015), 「再生可能エネルギー補助金と相殺関税の経済分析－米中太陽電池貿易紛争の事例を中心に－」, RIETI Discussion Paper Series 15-J-033

若杉 隆平・田中 鮎夢 (2013) 「震災からの復旧期間の決定要因：東北製造業の実証分析」 RIETI Discussion Paper Series 13-J-002